

給与支払報告書(総括表・個人別明細書)の提出について

令和6年度給与支払報告書(総括表)

令和 年 月 日提出
(あて先)生駒市長

1月25日までに提出をお願いします。

①	事業種目	市使用欄	
②	生駒市外に居住の方も含めた受給者総人員	人	
③	生駒市への報告人数	人	
	ア 特別徴収(給与から天引き)	人	
	イ 普通徴収合計(a~fの該当者合計人数)	人	
	普通徴収(特別徴収できない受給者)の内訳	a. 給与受給者総人数が2名以下	人
		b. 他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	人
		c. 毎月の給与が少なく、税額を特別徴収しきれない。	人
		d. 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月ではない、年俸制等)	人
e. 事業専従者(個人事業主の配偶者及び親族のみ)		人	
f. 退職者又は退職予定者(5月末日まで)	人		
ア + イ	合計	人	
※普通徴収(個人納付)とする場合は個人別明細の摘要欄に該当する理由又は略語(a~f)を記入してください。 ※個人別明細に理由の記入がない場合は、特別徴収の対象となります。 ※所在地又は送付先が異なる場合は必ず右の特別徴収義務者所在地・名称変更届出書をご提出ください。			
④	確認必須事項	人	
必ずお答えください 今回の年末調整の際に前職分(他社分)を含んで <input checked="" type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない ※支払金額に他社分給与を含んでいる場合は、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄へ記入してください。(記入がない場合は、他社分給与を含んでいないと判断いたしますのでご注意ください。)			
⑤	住民税を特別徴収(給与天引)する場合、納入書の送付は必要ですか	必要) 納入書を使用して納入 不要) 金融機関の納入サービスを利用	
⑥	指定番号		
⑦	法人番号又は個人番号		

①~⑧の項目を正確に記入してください。

⑧	課 係
担当者名	
TEL - - 内線()	
会計事務所等	
TEL - - 内線()	

※この総括表は、前年度までに当市で登録実績があった事業所様へ一括送付しています。
対象者となる方がいない場合は、大変お手数ですが、「③生駒市への報告人数」の「合計」の欄に0人と記入の上、この総括表のみ提出してください。

市使用欄

市処理欄(記入しないでください)

書類	有・無	確認	済	強制	有
宛名	修正(名称・所在地・法人番号・その他)				
送付先	新規登録・修正(名称・所在地・その他)				

(右詰で記載してください)

1 提出書類

- ① 給与支払報告書(総括表) ※独自の総括表を使用される場合でも、この総括表を添えて提出してください。
 - ② 給与支払報告書(個人別明細書) ※用紙がない場合はHPよりダウンロードするか、お問い合わせください。
 - ③ 普通徴収切替理由書(兼仕切紙) ※特別徴収のみの場合は不要です。
- 税理士・会計事務所等に委託している場合は、この総括表を渡してください

2 提出の対象となる方

令和6年1月1日現在、生駒市にお住まいで、令和5年1月から令和5年12月までに給与の支払があり、令和5年中の退職者やパート・アルバイトなどの短期就労者、年末調整が済んでいない方も含まれます。また、税務署で確定申告される方でも提出してください。総額が30万円以下である場合も、ご提出をお願いします。
給与支払報告書の内容に基づき、個人市・県民税の課税、所得証明書等の発行を行っております。必ずご提出いただくようお願いいたします。
生駒市と生駒郡は別の自治体です。ご注意ください。

3 提出期限

令和6年1月25日(木)
※法定期限は1月31日までとなっておりますが、事務の処理上できるだけご協力お願いいたします。
※法定期限までに提出がない場合、年度当初の通知に反映されない可能性があります。

4 提出後、退職や転勤などの異動があった場合

すぐに、給与所得者等異動届出書を提出してください。

[提出・問い合わせ先]

〒630-0288 生駒市東新町8番38号 生駒市役所課税課市民税係 TEL0743-74-1111

[生駒市HP 総括表ダウンロード先]

しごと・産業→しごと・産業に関する申請書ダウンロード→税金に関する申請書ダウンロード→令和6年度給与支払報告書(総括表)について

〒630-0288

生駒市東新町8番38号

生駒市役所課税課市民税係 行

給与支払報告書在中(提出用)



↑切り取って宛名にご使用ください

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

(変更のある場合のみ提出してください。)

指定番号

	変 更 前	変 更 後
所在地		
名称		
番個又法 号人は人		
連絡先		
変更年月日	年 月 日	年 月 日

① 名称変更 ④ 合併・分割
② 所在地の変更 (指定番号は 継続・新番号必要)
③ 廃業・解散 ⑤ 関係書類の送付先変更

〒 -

※上記のうち、③と④(指定番号は新番号必要)については、給与所得者異動届出書の提出も必要です。
※この変更届出書を提出されても、法人市民税に係る異動届出書を提出したことにはなりませんのでご注意ください。